



工業製品規格

THAI INDUSTRIAL STANDARD

TIS 2493 PART 2-2556

電子レンジ用食品収納プラスチック容器

パート 2 単回再加熱用

PLASTIC FOOD CONTAINERS FOR MICROWAVE OVEN  
PART 2 FOR SINGLE REHEATING

工業製品規格事務局

工業省

ICS 67.250 ; 83.140.99

ISBN 978-616-231-585-5

工業製品規格

# 電子レンジ用食品収納プラスチック容器

パート 2 単回再加熱用

**TIS 2493 PART 2-2556**

工業製品規格事務局

工業省 10400 バンコク都ラーマ 6 世通り

TEL 0 2202 3300

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、**JETRO Bangkok** が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、**JETRO** は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については下記をご覧ください。

[TIS-2493-2-2556m.pdf \(tisi.go.th\)](#)

官報一般公報編第 131 号特別章 66D 2014 年 4 月 22 日にて公示

技術委員会第 153 分科会  
食品収納用プラスチック製容器の規格

委員長

準教授 パンティパー・チャントワット博士      チュラーロンコーン大学理学部

委員

MRS.スマーリー・タンピタヤクン	科学サービス局
MRS.ウマー・ボリブーン	医学局
MISS ワールニー・セーンスパー	食品・医薬品委員会事務局
MR. ナロンチャイ・ピスットパンヤー	タイ工業連盟
MR. ピヤ・サワッディー	PREPACK THAILAND CO., LTD.
MR. スラチャイ・イムウィライ	PIONEER INDUSTRIAL CO., LTD.
MR. サッキー・セーンスパー	THAI PACKAGING CENTRE
スポット・プラティープティントーン博士	タイ科学技術研究所
MR. Yasuji Mori	TOYO SEIKAN KAISHA CO., LTD.
ヤオワラック・ラタナポーナーワーリーサクン 博士	

委員兼書記

MRS. カンニカー・トープラサアートボン      工業製品規格事務局

委員兼書記補佐

MR. アーシラワット・ポーティパン      工業製品規格事務局

(2)

今日、電子レンジで単回再加熱するための食品収納用プラスチック製容器の利用は広範囲に及んでいる。したがって、消費者の安全のため、そしてこの種の工業における品質向上を促すために、更には食品収納用プラスチック製容器製造者、及びインスタント・半インスタント食品製造者が規格に適合した製品を使用するための指針とするために、工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 2 単回再加熱用」を定めることにした。

工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 2 単回再加熱用」は、一連の工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器」のうちの一パートである。

一連の工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器」について、公示済みのものとは、すなわち以下の規格のことを指す。

TIS 2493	電子レンジ用食品収納プラスチック容器
PART 1-2554	再加熱用

本工業製品規格は、メーカー、ユーザーからの情報、及び以下の文書に依拠し、それらを指針として制定している。

JIS S 2029 : 2002      Plastics table wares  
(Reaffirmed 2007)

TIS 121 PART 14-2552 生地試験方法      パート 14      グレースケール及びツールを用いた変色及び色落ちの評価

TIS 619-2529      感圧粘着紙テープ

TIS 656-2556      食品と接触するプラスチックの分析方法

TIS 1069-2552      食品と接触する製品を製造するプラスチックのための色素

TIS 1310-2538      リサイクルプラスチックに対する記号

TIS 1773-2548      家庭用電子レンジ 安全性面のみ

TIS 1845-2542      家庭用、及びそれに類する用途の電化製品の安全性

保健省告示(第 295 号)2005 年、件名「プラスチック製収納容器の品質又は規格の規定」

The Japanese Pharmacopoeia XV Revision, Official from October 1, 2007

工業製品規格委員会が本規格を審査した結果、1968 年工業製品規格法の第 15 条に基づき大臣に提案し告示することが適切であると判断した。

(3)



1968年工業製品規格法に基づき公布する

**工業省告示**

**第 4607 号(2014 年)**

件名 工業製品規格

「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 2 単回再加熱用」の制定

---

1968 年工業製品規格法の第 15 条の権限に基づき、工業大臣は、工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 2 単回再加熱用 規格番号 TIS 2493 PART 2-2556」を制定する告示を公布する。詳細は本告示の末尾に記す通りである。

なお、官報公示日をもって施行する。

2014 年 1 月 27 日告示

プラサート・ブンチャイスク

工業大臣

(5)

工業製品規格  
電子レンジ用食品収納プラスチック容器  
パート 2 単回再加熱用

### 1. 適用範囲

- 1.1 本工業製品規格は、食品と接触し、100℃（摂氏）以上の温度耐性を持ち、単層又は多層の原料から、電子レンジ内での加熱に用いるための単回使用目的で製造されるプラスチック容器、蓋、及びその他の構成部分を対象とする。これらを本規格において以下「プラスチック容器」と呼ぶ。

### 2. 種類及び略称

- 2.1 プラスチック容器は、(食品と接触する層に限定した)製造用プラスチックの種類に応じて3種類に分類され、各種類について以下の略称を用いる。

種類	略称
ポリプロピレン(polypropylene)	PP
ポリエチレンテレフタレート(poly(ethylene terephthalate))	PET
ポリスチレン(polystyrene)	PS

### 3. 原料

プラスチック容器を作る原料は以下に従うこと。

#### 3.1 単層の場合

##### 3.1.1 樹脂

未使用樹脂(virgin resin)で、食品接触品質等級(food contact grade)に該当すること。廃材(scrap)を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質又は分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

## TIS 2493 PART 2-2556

### 3.1.2 製造用原料

TIS 656 に基づく分析ラベル表示に従う、ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート、又はポリスチレンのいずれかであること。

### 3.2 多層の場合

#### 3.2.1 樹脂

3.1.1 項に従うこと。

#### 3.2.2 原料

##### (1) 食品接触層の原料

3.1.2 項に従うこと。

##### (2) 3.1.2 項で規定する以外の、かつ食品と接触しない原料

食品接触品質等級に該当する未使用樹脂から作ること。廃材を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質又は分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

## 4. 要求特性

### 4.1 一般特性

4.1.1 清潔で、外観が異常である又ははっきりした疵が見えるなどの欠陥がないこと。

4.1.2 蓋の場合は、使用形態に従って密閉可能であること。

容器本体と蓋との間に留め具がある場合は、使用の妨げにならず、十分な堅牢性があること、かつ電子レンジ内の熱さに耐性のある原料で製造すること。(製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質又は分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。)

4.1.3 対称的な位置にある点、又は同一の形態及びレベルにある様々な点におけるプラスチック容器の厚さが均一であること。非対称のプラスチック容器の場合は、厚さの比率が使用に適していること。

試験は目視検査により行うこと。

### 4.2 使用面の特性

#### 4.2.1 臭い及び味

8.2 項に従い試験した場合に、望ましくない臭いがせず、かつ水の味が元の味から変化しないこと。



#### 4.2.2 電子レンジ内での使用

4.2.2.1 8.3 項に従い試験した場合に、歪み、へこみ、膨らみ、蓋の開閉が困難になるなどの使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がなく、かつ火花やその他の異常が生じないこと。

4.2.2.2 4.2.2.1 項に規定した基準に従った標本を用いて 8.2 項に従った臭い及び味の試験を実施した場合に、望ましくない臭いがせず、かつ水の味が元の味から変化しないこと。

#### 4.2.3 耐熱性

100℃以上の温度耐性を持つこと。また、8.4 項に従い試験した場合に、歪みや皺など使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がないこと。

#### 4.2.4 使用耐久性

8.5 項に従い試験した場合に、使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がないこと。変色の場合は、TIS 121 PART 14 に従いグレースケール 3 級以上であること。

#### 4.2.5 留め具（もしあれば）

8.6 項に従い試験した場合に、裂けたり折れたりせず、使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がないこと。

### 4.3 安全面の特性

#### 4.3.1 色素

##### 4.3.1.1 プリント用色素(もしあれば)及びプラスチック配合色素

TIS 1069 に従うこと。又は食品接触品質等級に該当し、安全で、健康に害のない色素であること。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質又は分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

##### 4.3.1.2 プリント用色素の耐久性(もしあれば)

8.7 項に従い試験した場合に、プリント用色素が脱落して感圧粘着紙テープに付着しないこと。

#### 4.3.2 溶け出てくるプラスチック配合色素

8.8 項に従い試験した場合に、得られた溶液の色がブランク溶液の色より濃くないこと。

#### 4.3.3 溶け出てくる物質の量(食品接触層のみ)

表 1 に定める基準以下であること。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

#### 4.3.4 プラスチック内の金属及び有機物

表 2 に定める基準以下であること。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

表1 溶け出てくる物質の量  
(4.3.3 項)

項番	試験項目	溶媒	上限基準 ミリグラム/立方デシメートル		
			種類		
			PP	PET	PS
1	反応に用いる 過マンガン酸 カリウム	蒸留水	10	10	10
2	蒸発残留物	4 容量パー セント濃度 の酢酸溶液	30	30	30
		蒸留水	30	30	30
		20 容量パー セント濃 度のエタノ ール溶液	30	30	30
		ノルマルヘ プタン	30	30	240
3	重金属 (鉛換算)	4 容量パー セント濃度	1	1	1
4	アンチモン	の酢酸溶液	-	0.05	-
5	ゲルマニウム		-	0.1	-

表2 プラスチック内の金属及び有機物  
(4.3.4 項)

項番	特性	上限基準 mg/kg		
		種類		
		PP	PET	PS
1	鉛	100	100	100
2	カドミウム	100	100	100
3	揮発性物質 (トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン、ノルマルプロピルベンゼン、及びスチレン)	-	-	2,000*

備考 \*エチルベンゼンの場合は 1,000 mg/kg (ミリグラム/キログラム) 以下、スチレンの場合は 1,000 mg/kg 以下でなくてはならない。

## 5. パッキング

- 5.1 適切、清潔、丈夫で、輸送又は保管中に引っかき傷、亀裂、変形又は破裂を生じさせないよう保護する材料で、パッケージ内にプラスチック容器をパッキング又は包装すること。

## 6. マーク及びラベル

- 6.1 各プラスチック容器、又は各プラスチック容器用包装材料に、数字、文字、又はマークで、少なくとも以下の詳細を容易に、かつはっきりと見えるように記すこと。
- (1) 本規格に基づく製品名、又は本規格に基づく製品であることを意味する別名
  - (2) 場合に応じて、ミリメートル若しくはセンチメートルによる寸法、又は（もしあれば）立方ミリメートル、立方センチメートル若しくはリットル単位による容量
  - (3) 数量
  - (4) 摂氏温度による最低使用温度及び最高使用温度。

## TIS 2493 PART 2-2556

- (5) 「単回使用」というメッセージ。
  - (6) 「炎のそばに置かないこと」などの警告を示す文言又はマーク。
  - (7) 使用上のアドバイス（もしあれば）。
  - (8) 製造年月及び製造ロットコード
  - (9) 製造者名若しくは製造工場名、又は登録商標
- 6.2 各プラスチック容器本体に、数字、文字、又はマークで、少なくとも以下の詳細を容易に、かつはっきりと見えるように記すこと。容器本体及び蓋（もしあれば）の上に、プラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込むこと。
- (1) 種類。TIS 1310 に従い、プラスチックの特性を表示すること。
  - (2) 安全に、かつ健康に害を及ぼさずに、食品に接触できることを示す記号。付属書 B に示す形態及び比率、又は工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関の認証を受けた他の記号を用いてもよい。
- 備考* 付属書 B に記す記号に適用する寸法又は色に制約はない。
- 外国語も併記する場合は、上記に規定するタイ語の意味と一致すること。

## 7. サンプリング及び判定基準

- 7.1 サンプリング及び判定基準については、付属書 A に従うこと。

## 8. 試験

### 8.1 一般要求事項

- 8.1.1 本規格において定める試験方法、又は同等の結果をもたらす他の方法を用いること。議論になった場合は、本規格において定める方法を用いること。
- 8.1.2 別途規定される場合を除き、使用する蒸留水及び化学物質は、分析に用いるのに適した高純度のものであること。

### 8.2 臭い及び味の試験

#### 8.2.1 溶液

0.05 重量パーセント濃度のドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液

#### 8.2.2 検査チーム

プラスチック容器の臭い及び味の検査を行う専門家 5 名により編成し、各自が独立に検査し、自由に意見を述べる。

### 8.2.3 試験方法

8.2.3.1 標本をドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液で 30 s (秒) 以上洗浄しながら揺すり、蒸留水でさらに 2 回洗浄して、蒸留水を捨てる。その後直ちに、定格容量\*\*の 80%ほどの沸騰した蒸留水を標本容器に入れて蓋を閉め（蓋のない場合は、時計皿又は適切かつ試験に影響を与えない他の蓋を用いること）、5 min (分) 間放置してから、検査チームが蓋を開け、直ちに臭いをかぐ。その後、直ちに蓋を閉める。

**備考** \*\*プラスチック容器内に収納する食品の最大容積を指す。

8.2.3.2 温度が(25±2)℃になるまで更に放置し、蓋を開けたら検査チームが標本容器内の水の味を検査して試験を経ていない水と比較する。

### 8.2.4 判定基準

検査チームの中で 3 名以上が一致する意見を採用すること。

## 8.3 電子レンジ内での使用試験

### 8.3.1 ツール

電子レンジ: TIS 1845、又は TIS 1773。電力 500 W (ワット)、600 W、1,000 W、2,000 W のいずれか。

### 8.3.2 標本の準備

蓋及びその他の構成部分（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を試験標本として使用すること。蓋及びその他の構成部分の場合は、製造者のアドバイスに従うこと。標本を(23±5℃)で 2 h (時間) 以上保存する。

### 8.3.3 試験方法

8.3.3.1 標本（8.3.2 項）を電子レンジ内に置き、電力 500 W から 2,000 W の間で、表 3 に定める時間に従って加熱する。標本の外観形状、蓋及び留め具（もしあれば）を含めて火花やその他の異常を観察することで、試験の間は、蓋及びその他の構成部分（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を目視検査する。その後、電子レンジから取り出す。

8.3.3.2 電子レンジ及び標本を温度が(23±5)℃になるまで冷ましておき、その後、8.3.3.1 項に従ってあと 2 回繰り返す。毎回、同様に目視検査を行うこと。

8.3.3.3 試験済の標本を用いて 8.2 項に従って臭い及び味の試験を行い、再度目視検査を行う。

表 3 加熱時間  
(8.3.3.1 項)

電力 W	時間 min
2,000	1.0
1,000	2.0
600	3.5
500	4.0

#### 8.4 耐熱性試験

##### 8.4.1 ツール

8.4.1.1 使用温度を±2℃まで制御できる空気循環型オーブン

8.4.1.2 適切で表面が滑らかで、寸法が若干標本より大きく、標本の重量を受け止めるのに十分な厚みがある耐熱シート

##### 8.4.2 標本の準備

蓋及びその他の構成部分（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を試験標本として使用する、又は製造者のアドバイスに従うこと。

##### 8.4.3 試験方法

耐熱シートの中央に標本（8.4.2 項）を置き、空気循環型オーブンに入れて温度をラベルの表示に従った最大温度に設定し、1 h おく。取り出して温度が(23±5)℃になるまで 30 min ほど冷ましてから目視検査を行う。

#### 8.5 使用耐久性試験

##### 8.5.1 ツール

8.5.1.1 8.3.1 項と同一の電子レンジ。

8.5.1.2 使用温度を±3℃まで制御できるクリオスタット(cryostat)。

8.5.1.3 K タイプ又は J タイプのサーモカップル式デジタル温度計

8.5.1.4 TIS 121 PART 14 に従ったグレースケール。

8.5.2 JP 等級(JP grade)に従ったオリーブオイル、又は以下の特性を有する同等品質のその他のオリーブオイル。

- 相対密度 0.908～0.914
- 酸度 1.0 以上
- 鹼化価 186～194
- 不鹼化物(unsaponifiable matters) 1.5%以下
- ヨウ素価 79～88

8.5.3 標本の準備

蓋及びその他の構成部分（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を試験標本として使用すること。蓋及びその他の構成部分の場合は、製造者のアドバイスに従うこと。標本を(23±5)℃で 2 h 以上保存する。

8.5.4 試験方法

8.5.4.1 定格容量\*\*\*の 50%ほどのオリーブオイル（8.5.2 項）を標本（8.5.3 項）に入れる。

**備考** \*\*\* プラスチック容器内に収納する食品の最大容積を指す。

8.5.4.2 電子レンジ（8.5.1.1 項）に入れて加熱する。最大使用温度が 200℃以下の場合、ラベルの記載に従った最高使用温度まで加熱すること。8.5.1.3 項に従った測定器で定期的に温度を計り、加熱を止める。

最大使用温度が 200℃以上の場合、200℃に達するまで加熱すること。

8.5.4.3 電子レンジから取り出して、ラベルの記載に従った最低使用温度のクリオスタットに直ちに入れ、オリーブオイルの温度が最低使用温度に下がるまで置いておく。

8.5.4.4 8.5.4.2 項及び 8.5.4.3 項に従って、継続して合計 5 回繰り返し実施し、目視検査によって標本の色をグレースケールと比較する。

8.6 留め具の試験（もしあれば）

8.6.1 試験方法

留め具付きの標本を実際の使用形態で試験する。留め具を 10 回開閉して目視検査を行う。

8.7 プリント用色素の耐久性試験（もしあれば）

8.7.1 器具

TIS 619 に従った感圧粘着紙テープ、又は同等の品質を持つ他の粘着紙

## TIS 2493 PART 2-2556

### 8.7.2 試験方法

感圧粘着紙テープを標本上のプリントされている部分に貼り、すぐに直角に引き剥がす。それから感圧粘着紙テープを目視検査する。

## 8.8 プラスチック配合色素の溶出試験

### 8.8.1 ツール

8.8.1.1  $(25 \pm 2)^\circ\text{C}$ 、 $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ 、及び $(95 \pm 2)^\circ\text{C}$ に温度制御できる温水槽又はインキュベーター

8.8.1.2 内径 20 mm (ミリメートル)、外径 24 mm、容量 100 cm<sup>3</sup> (立方センチメートル) のネスラー管

### 8.8.2 化学物質及び溶液

8.8.2.1 蒸留水

8.8.2.2 4 容量パーセント濃度の酢酸溶液

8.8.2.3 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液

8.8.2.4 ノルマルヘプタン

### 8.8.3 標本溶液の準備

8.8.3.1 蒸留水又は 4 容量パーセント濃度の酢酸溶液で抽出する場合

乾いており、清潔で、埃が付着していない標本の場合に応じて $(95 \pm 2)^\circ\text{C}$ の蒸留水又は酢酸溶液に入れる又は浸す。なお、使用する溶液に対する接触表面積を 2 cm<sup>3</sup> 当たり 1 cm<sup>2</sup> (平方センチメートル) とする。これを $(95 \pm 2)^\circ\text{C}$ の温水槽内に入れ、30 min 放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

8.8.3.2 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液で抽出する場合

乾いており、清潔で、埃が付着していない標本を $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ のエタノール溶液に入れる又は浸す。なお、使用する溶液に対する接触表面積を 2 cm<sup>3</sup> 当たり 1 cm<sup>2</sup> とする。これを $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ の温水槽内に入れ、30 min 放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

8.8.3.3 ノルマルヘプタンで抽出する場合

乾いており、清潔で、埃が付着していない標本を $(25 \pm 2)^\circ\text{C}$ のノルマルヘプタンに入れる又は浸す。なお、使用する溶液に対する接触表面積を 2 cm<sup>3</sup> 当たり 1 cm<sup>2</sup> とする。 $(25 \pm 2)^\circ\text{C}$ に設定して 60 min 放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

### 8.8.4 ブランク溶液の準備

場合に応じて標本溶液と同様に準備する。ただし、標本を入れる必要はない。



8.8.5 試験方法

8.8.3 項に従って準備した各場合の標本溶液をピペットで 50cm<sup>3</sup> ほど吸い取り、ネスラー管に入れる。ネスラー管を白色の面上に置き、標本溶液の色と 8.8.4 項に従って準備した各場合のブランク溶液を上から見て比較する。

付属書 A

サンプリング及び判定基準  
(7.1 項)

- A.1 ここでいうロットとは、同一期間内に製造、納入又は売買される、同一方法により同一原料から同一の色で作られる、同一種類のプラスチック容器を指す。
- A.2 サンプリング及び許容は、以下に定めるサンプリング計画に従うか、又は所定の計画と技術的に同等な他のサンプリング計画を用いること。
- A.2.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.1.1 表 A.1 で定める数量に従い、同一ロットからランダムサンプリングすること。
- A.2.1.2 4.1 項、5 項、6 項の各項目に適合しない標本の数量が、表 A.1 に定める許容量以下であること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

表 A.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング計画  
(A.2.1 項)

ロットサイズ 単位	標本サイズ 単位	許容量の数字
500 以下	8	1
501～3,200	13	2
3,201～35,000	20	3
35,000 超	32	5

- A.2.2 原料試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.2.1 A.2.1 項の検査に合格した標本 1 単位を用いること。
- A.2.2.2 標本が 3 項の各項目に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.3 臭い及び味の試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.3.1 A.2.1 項の検査に合格した標本 5 単位を用いること。
- A.2.3.2 標本が 4.2.1 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.4 電子レンジ内での使用試験のためのサンプリング及び許容

A.2.4.1 同一ロットから 5 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.4.2 各標本が 4.2.2 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.5 耐熱性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.5.1 同一ロットから 3 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.5.2 各標本が 4.2.3 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.6 使用耐久性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.6.1 同一ロットから 3 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.6.2 各標本が、4.2.4 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.7 留め具の試験のためのサンプリング及び許容

A.2.7.1 同一ロットから 3 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.7.2 各標本が、4.2.5 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.8 安全特性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.8.1 同一ロットから 20 単位量をランダムにサンプリングして標本の集合を作ること。標本の量が足りない場合は、所定の標本の集合が得られるまで、同一ロットから追加のサンプリングを行うこと。

A.2.8.2 標本が 4.3 項の各項目に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合すると見なす。

A.3 判定基準

プラスチック容器の標本が A.2.1.2 項、A.2.2.2 項、A.2.3.2 項、A.2.4.2 項、A.2.5.2 項、A.2.6.2 項、A.2.7.2 項及び A.2.8.2 項の各項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が本工業製品規格に適合するものと見なす。

付属書 B

安全に、かつ健康に害を及ぼさずに食品と接触できることを示す記号  
(6.2 (2) 項)

